

会議録

会議の名称	第1回子どもの権利に関する条例策定委員会
開催日時	平成20年 1月 22日（火曜日） 15時から16時30分 まで
開催場所	田無庁舎2階 203会議室
出席者	野村委員長、猪原副委員長、安部委員、神山委員、嶋田委員、古川委員、石田委員、小林委員 西東京市子ども福祉審議会 森田会長 （事務局） 子育て支援部長 二谷、子育て支援課長 森下、子育て支援課調整係主事 矢部、後藤
議題	1 子どもの権利に関する条例の策定について（依頼） 2 その他 委員長、副委員長の互選 他
会議資料の名称	(1) 西東京市子どもの権利に関する条例策定委員会設置要綱 (2) 委員名簿 (3) 事務局名簿 (4) 依頼文書（写） (5) 子育て支援計画（抜粋） (6) 西東京市子ども福祉審議会中間答申（写）
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
発言者名 発言内容	<p>森下子育て支援課長 第1回子どもの権利に関する条例策定委員会を開催する。</p> <p>二谷子育て支援部長 挨拶</p> <p>委員の依頼（依頼状）</p> <p>出席委員紹介（自己紹介） （安部芳絵委員、猪原英彦委員、野村武司委員、神山政明委員、嶋田安民委員、古川祐子委員、石田裕子委員、小林章子委員）</p> <p>事務局職員の紹介 （二谷子育て支援部長、森下子育て支援課長、子育て支援課調整係矢部、後藤）</p>

委員長及び副委員長の互選

嶋田委員

委員長は野村委員にお願いしたい。

各委員

合意（拍手）

野村委員長

当委員会は西東京市子ども福祉審議会委員の方々が参加している。子どもの権利に関する条例について、市からの諮問・答申を担う機関からの参画ということで、審議会委員である猪原委員に副委員長をお願いしたい。

各委員

合意（拍手）

森下 子育て支援課長

市長から当策定委員会への依頼事項があるため、委員長へお渡しする（資料4(写)）。

二谷 子育て支援部長より依頼状を野村委員長へ

森下 子育て支援課長

本日、西東京市子ども福祉審議会の森田会長にご出席いただいた。お話し願いたい。

森田会長（西東京市子ども福祉審議会）

子ども福祉審議会で決定した内容を中心に話したい。

まず、西東京市の子育て支援計画（子育て・子育てワイワイプラン＝次世代育成支援行動計画）では、子どもの権利の実現について明記している（資料5）。条例づくりには市民参加による検討組織の設置を検討するとされ、審議会で議論した結果、当策定委員会の設置に至っている。さらに子どもの権利擁護のための啓発と広報の充実、オンブズパーソン制度の検討が掲げられている。以上のことを踏まえ、当策定委員会で十分に議論し、条例案に至るそのプロセスを踏んで欲しい。

西東京市には、西東京市子ども福祉審議会がある。子どもの問題に特化した審議会をもつ自治体は非常に少ない。西東京市子ども福祉審議会には、諮問事項によって利用者や市民を専門員としておくことが可能で、委員と共に議論に参加できる（保育料や学童クラブ育成料等）のが特徴。審議会は児童福祉全般、多岐にわたる事項を審議する。そのため子どもの権利に関する条例について、子ども福祉審議会自体がつくるということも不可能ではないが、時間に制約がある。そこで審議会では、実働力のある人々、すなわち市民と子どもと一緒に参加しながら策定に至るしくみ、すなわち審議会とは別の組織で策定する方法が良いという結果になった。子どもの権利について審議会では諮問から中間答申まで6回もかけて審議。途中には学習会を入れるなどして、中間答申にまとめた。策定委員会の設置にあたり、これまでの経過を理解している審議会委員4名が参加する。今後は、時期をはかり子ども福祉審議会と策定委員会が意見を交わす機会を設けていきたい。

以下、中間答申の内容説明

森田会長

委員からの質問は。

嶋田委員

児童福祉法の規定では、児童とは 18 歳未満。実際、児童館などの利用において矛盾がある（18 歳に達すると利用不可）が、年齢の問題は条例においてどう捉えたら良いか。

森田会長

子育て・子育てワイワイプラン（子育て支援計画）の中期見直しでは、新たに 20 歳前後まで対象を拡大した。この問題は策定委員会の中でも是非議論いただきたい。子どもは国際条約では 18 歳未満。西東京市ではどうするか、作り方は多様に考えられるだろう。子ども福祉審議会でも問題意識があり、計画の対象年齢を見直した経緯があるが、その一方で、条例に年齢を謳うことが良いのかは、検討を要するだろう。条例に年齢を定めることが逆に活動の範囲を狭めてしまうことのないようにしたい。

児童館では 18 歳未満までは利用者で、18 歳以上はボランティア等と言い換えて実質的に参加できる仕掛けを持っているのでは。

嶋田委員

児童館の条例等と、法律との整合性も検討したい。

野村委員長

子どもとは、条約では 18 歳未満と規定しているが、国内では法によって規定が異なる。実態にあった形で、子どもの権利の妨げにならないよう自治体の工夫が必要。今後議論したい。

条例をつくるということは、現場へ影響がある。このことが非常に重要。条例をつくっても、あまりどこにも影響のないもの、それでは意味がない。子どもがいる現場に、意味ある影響（効果的な影響）を与えられる条例が良い。学校現場・幼稚園や保育の現場・地域の子どもたちに、どう影響がでるか、具体的に見える形で議論していきたい。これまで審議会においては抽象的な議論（子どもの権利とは等）が多かったと思うが、これから条例をつくる策定委員会では、子どもの権利を保障したときにどう影響がでるかを議論していきたい。

嶋田委員

学校の新任職員の自殺問題等もあると思うが、権利と現場の影響を考え、学校現場の話もしていきたい。

神山委員

権利は片方ではなく両者に存在する。両者の最大限の権利実現を保障する（相手意識）という議論も大事だろう。

野村委員長

現場や現場を取り巻く人達が、条例は必要だという意識に繋がるような議論をしたい。

もう一点、大事なことがある。普段から相談に携わると親からの相談が多いが、そのとき、子どもの意見を聴いているかという問題がある。条例づくりは、子どもの意見がどれだけ反映できるかが重要。子どもたちへの影響を冷静に分析しながら進めていく必要がある。

森田会長

西東京市子育て支援計画策定の際（平成 14 年度）に、安部委員には子ども参加（子どもの遊び場チェック等）を支援していただいた。その後、西東京市の小学校で「地域安全マップ」作りをしたという。一度、参加して実践したことが当たり前になっていく、そんなことが再びできると良い。子ども参加による条例づくりは大変な作業となるが、委員・事務局が

一緒に作り、条例を作り上げて欲しい。

野村委員長

当委員会は、硬く形式的な雰囲気にならないよう、徐々に委員の皆でルールをつくっていききたい。特に子ども参加するときは柔らかい雰囲気を心がけたい。

猪原副委員長

今後のスケジュールを話したい。平成 21 年度までに条例を策定するために、当委員会の報告時期（目標）は。

森田会長

策定委員会でまとめたものを、子ども福祉審議会に戻していただき、再度議論する。最終的な条例案の上程を平成 21 年度中だとすると、それより早い時期に策定委員会から報告となるだろう。現在第 4 期子ども福祉審議会委員の任期(平成 21 年 8 月 28 日)までに、報告いただきたいと考えているが。

野村委員長

今後のスケジュールについては、委員長・副委員長、事務局で話し合い、次回の委員会で議論したい。

猪原副委員長

委員会の会議録、傍聴については、いかがか。

森下子育て支援課長

発言者の発言内容ごとの要点記録としたい。また傍聴については、審議会に準じて実施したい（年齢制限なし）。人数制限は会場の都合によって（概ね 10 名程度）対応する。

野村委員長

個人情報等を扱う内容ではない。原則公開とし、できるだけ多くの方に聴いていただきたい。それでは、本日の会議は終了する。

以上にて終了